

福岡市立■■■■小学校児童いじめ事案調査報告書

福岡市立■■■■小学校いじめ防止対策委員会

作成：令和2年6月

公表：令和3年2月

1 調査の趣旨

今回の調査は、平成30年度[]小学校第4学年在籍児童（以下「A」という。）が複数の児童から受けたとされるいじめ事案（25項目）について、福岡市立[]小学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき設置され、「いじめの重大事態の調査のガイドライン」に則り、第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行ったものである。その中で、学校や教育委員会へ当時の対応のあり方についての評価、及び再発防止についての提言を示している。

委員会の構成メンバーは、学校のいじめの防止等の対策のための組織に第三者委員を加える形で設置されたものである。委員は、学識経験者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、警察、医師、看護師、地域代表者、保護者代表者の計12名で構成した。

2 委員会の開催と内容

第1回令和2年1月24日（金）～第5回令和2年3月25日（水）

内容としては、根拠法周知、ガイドライン等周知、事案整理と内容確認、事案についての協議、報告書の概要確認が行われた。

3 いじめの定義について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条1項は「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定めている。委員会では、調査対象とした事案がいじめにあたるかを認定するにあたって、以下の2点について検討した。

- 1) 心理的又は物理的な影響を与える行為の有無。
- 2) 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているか否か。

4 調査方法

委員会に提出された資料の精査（及び関係者から事情聴取）を行った上で、委員会において協議を重ね、事実認定をすすめた。事案については、それぞれの事案におけるいじめの該当性を検討するとともに、問題点や改善すべき点等を検討した。

なお、委員会ではAも含め関係する児童の年齢や心理的影響等を考慮し、改めての児童からの事情聴取は行わず、これまで学校が聞き取った資料に基づき事実認定を行った。

5 調査結果の概要

被害児童本人及び保護者から、いじめ事案（25項目）の申告があり、3項目のいじめ事案が認定された。その態様は以下のとおりである。

- ①目撃児童からの情報をもとに現地での確認や聞き取りにおいて、関係児童が「言ったかもしれない（学校において）」と発言し、Aが学校を休んで塾にきていることを「なんできとるん（塾において）」と発言したことを認めている。これは、言葉による心理的影響を与える行為であり、いじめにあたる行為である。
- ②アンケートに、「Aの道具袋か体操服入れが落ちているのを見て、関係児童の一人が箒で掃いていた」との記載があり、関係児童の中の別の児童は同じアンケートの中で自分が箒で掃いたと記載し、認めている。これは、心理的な影響を与える行為であり、いじめにあたる行為である。
- ③アンケートで、休み時間のドッジボールの時に、ボールを当てた事実は確認できないが、Aがミ

スをする2人の関係児童が「なんで当たったとや」等の責める発言があったことが記載されている。そのうち1人はアンケートの中で投げ方を馬鹿にして笑ったこと等を認めており、これは心理的な影響を与える行為であり、いじめにあたる行為である。一方、もう1人はその行為を認めておらず不明である。

その他の項目については、Aと関係児童との言い分に相違があり、当時の周囲からの聞き取りやアンケート調査等の結果から認定には至っていない。なお、学校がいじめ事案に対応をはじめて以降、同様の事案は確認されていない。

6 学校の対応と評価をもとにした提言

＜児童間の関係改善に向けての対応について＞

学校はA保護者からの連絡を受け、再度、対象児童からの聞き取りを実施し、確認したことをもとに、悪気はなかったとしても言われた児童が嫌な気持ちになり、学校に行きたくない状況になっていることを説諭した。この点は学校がいじめの定義に基づき、必要な対応を行ったと評価できる。ただし、いじめや児童間トラブルは被害児童と加害児童への十分な聞き取りが行われる中で、事実確認が行われ、その指導過程で加害児童への指導や説諭が行われ、謝ろうと思う気持ちになり、被害児童が謝罪を受け入れる気持ちにならなければ真の解決には至らない。重要なのは、事後、関係児童らの人間関係に、改善がみられることである。

しかし、当時、学校は前校長を中心として対応にあたったが、解決を急ぐあまり、関係児童それぞれから丁寧な聞き取りができておらず、被害児童に不安が残る結果となった。また、謝罪の場の設定においても、児童同士や双方保護者を交えて行い、事案の経緯や被害加害の程度や児童間の関係性を含め、双方確認がされた上で、謝罪にいたることが基本であるが、同じく解決を急ぐあまり、Aの保護者のみ立ち合わせ、謝罪の場を設定した。真の解決とは、加害児童が、被害児童の痛みを分かり、同じことを繰り返さないことである。当時学校は、限られた時間で、いじめ事案に対応するあまり、児童間の関係改善を目指した対応がとれていない。したがって、被害児童の安心や加害児童の真の反省や双方の仲直りの機会として学校の対応は不十分である。今後は、児童相互の発展的な成長を見とおして、公正・公平な指導や事後対応にあたらねばならない。

＜アンケート調査について＞

学校はA保護者から連絡で、新たな事案が出てきたことについて、再度Aからの聞き取りとクラス全員からアンケート調査を実施した。また、関係児童（複数）からの聞き取りを行い、関係児童（複数）に対して説諭していることから、必要な指導が行われている。また、指導した後もA保護者と関係児童保護者（複数）に報告をし、謝罪を促している点は、対応は妥当であったと評価できる。ただし、終業式当日に、慌ただしい中の対応であったため、後に新たな事案が出てくる点は、Aからの聞き取りが十分ではなかったといえる。時間に追われる中でアンケート調査等を行う必要があったことは理解できるが、月例アンケートにはいじめに関する記載がほとんど無いにも関わらず、今回のアンケートにAや関係する児童の記載が多数あるのは、アンケートをとる意図が十分に説明されず、いつ、どこで、誰が等の記載方法等が不十分で丁寧さに欠けたものであり、疑義が生じて当然である。

これは、早期発見で、重要な月例のアンケートが機能をしておらず、日常に起こるいじめや悩みを、つぶさに情報収集できていない学校の状態があったのではないかと考えられる。

ただし、アンケートの記載内容については、それぞれの児童が個別に記載しており、信憑性は否定できない。

7 その後の支援

【Aに対する令和元年度の支援】

- 4月から教室配置、学級編成、靴箱位置等、関係児童との接触抑制の配慮を実施。
- 継続した登下校の見守り。
- Aの不安軽減のため、休み時間などは教員が連携し関係児童との接触がないよう見守りを実施。

- 今年度、学年集会を開き（5回程度）、友達づくりに係る講話等を行い、子どもたちが落ち着いた学校生活を送ることができるよう配慮を実施。
- Aの欠席時には担任がプリント等を届け、欠席が増えた際はクラス全員のメッセージや学習プリントや交換ノートを、毎週届けることとした。
- 北九州見学や自然教室の前に、Aが円滑に参加できるよう教員が事前準備を一緒に行うなどを実施。
- 自然教室のAの不安を払拭し、関係児童との接触を抑制するため、プログラムに配慮する。
- 自然教室前にA保護者と当日の確認を行う。（Aは自然教室に参加）
- S Cとの面談を実施。

8 令和元年度（5年生時）における学校、教育委員会の対応の評価について

4年生時の事案発生以降、学校と教育委員会はAの登校支援として、学級編成の配慮、教室配置の配慮をはじめ、学校行事でのグループ編成やプログラム等の配慮や支援を実施してきたことや、担任がA保護者と打ち合わせをしながら支援を実施したことは、重大事態として取り上げるか否かに関わらず、学校が登校支援を継続的に対応していることとして評価できる。結果的にAが自然教室に参加できたことは、成果である。

しかし、Aの欠席日数が令和元年9月末で30日を超えたことに対しては、学校と教育委員会は重大な事態としての疑いを持ち、事案発生直後と同等の危機感で改善に取り組む必要があったのではない。

学校と教育委員会は、いじめの対象となった児童生徒の心に大きな傷が残ることを強く認識し、Aの登校状況を改善できなかったことは、学校と教育委員会が迅速な対応と効果的な支援が足りなかったとして、反省と検証を行わなければならない。

また、今後、いじめ事案が発生した場合には学校の初期対応で加害児童、被害児童双方に丁寧な対応が行われるよう指導にあたらなければならない。

■■■■小学校いじめ防止対策委員会からの提言をうけての再発防止策

福岡市立■■■■小学校は、今回の委員会の報告を受けて、再発防止に向けた具体的改善策を以下のとおり策定した。

- 軽い接触や、何気ない一言でも相手を傷つけることがあるという視点に立ち、いじめや児童間のトラブルの解決においては、被害側の気持ちに寄り添いながらも、被害児童と加害児童の双方から丁寧かつ具体的に、公正・公平に聞き取りを行い、その中でいじめやトラブルの発生状況や原因を明確にし、いじめは絶対に許さないという姿勢で指導を行う。
- 月例いじめアンケートの取り方（時間設定、教室の雰囲気、教師の説明など）を工夫し、細やかな情報収集につとめ、学校全体としていじめに対する危機意識を十分にもち、面談や指導にあたる。
- いじめに関する相談窓口を広げ、相談体制の整備を図る。
- 児童が安心して学校生活を送れる学級集団づくりを、道徳科をはじめとしたあらゆる学習活動の場で取組み、いじめで悩み、苦しむ児童を見逃さない教師集団作りに取組む。
- 学校全体での学級経営状況の評価・点検や検証を毎学期行い、担任まかせにせず、学級や教師の課題に対しては、教育委員会と連携し、組織的に改善に取り組む。
- 「いじめ防止」を中心に据えた人権教育に取組み、児童会などにおいて「いじめ防止」の取り組みをすすめる。
- 校内「いじめ防止委員会」を定期的を開催し、情報を共有し、いじめの早期発見・即対応を実行していく。